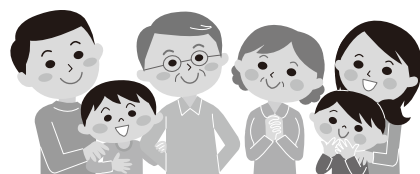


# 新たな民生委員児童委員・主任児童委員決定



町の新しい民生委員児童委員と主任児童委員が決まり、12月1日付けで厚生労働大臣、県知事から3年の任期で委嘱されました。(表参照、敬称略)

民生委員児童委員は、地区内で暮らしに困っている方や、生活上いろいろな問題を抱えている方の世話や相談に応じるほか、調査などの仕事をを行います。

また、主任児童委員は、いじめや虐待などの児童問題に関する相談援助活動や、学校および児童相談所などとの連絡や調整を行います。

照会先 健康福祉課 ☎85-7790

お住まいの地域の委員をお知りになりたい方は、照会先まで問い合わせてください。

## 町営住宅入居者募集

募集する住宅

・小涌谷 3戸(世帯向け)  
・宮城野 3戸(世帯向け・单身可)

・仙石原 4戸(世帯向け)

申込期間 1月16日(月)～27日(金)

※詳細は、健康福祉課、出張所で配布している「募集のしおり」を参照してください。

照会先 健康福祉課

☎85-7790

## 電気自動車にかかる軽自動車税の免除について

町では電気自動車を購入した町民に対し軽自動車税の免除を行っています。

詳細はホームページを確認してください。問い合わせください。

申込・照会先 税務課

☎85-7750



## 道路の除雪作業にご理解・ご協力を

12月から3月までの期間、「凍・雪害対策本部」を設置し、主要路線の凍・雪害対策に万全を期しています。

安全に作業を行うため、ご協力をお願いします。なお、迅速な通行確保のため、交通量の少ない時間帯(深夜)による作業をご理解ください。

凍・雪害情報は、町ホームページ内【緊急・防災・消防】にも掲載しています。

【みなさんへお願い】

● 間口の雪処理は各家庭で

かき寄せられた雪が間口をふさいでしまった場合、間口の雪は各家庭や近所の皆さんで除雪してください。

● 道路へ雪を出さない

敷地内の雪は道路に出さず、敷地内に堆積してください。

● 路上駐車はしない

路上駐車は、作業や緊急車両の通行に支障となります。

● 作業車には近寄らない

水の塊が飛ぶこともあり、危険です。また、作業員に声をかけることも絶対にやめてください。

照会先

都市整備課

☎85-8600

## 税の申告受付のお知らせ

### ● 所得税・事業税・住民税の申告相談会(国・県・町共催)

場 所 仙石原文化センター

日 時 2月7日(火)

・午前の部 9時30分～12時(受け付けは11時まで)

・午後の部 13時～16時(受け付けは15時まで)

当日は税理士による無料相談のほか、確定申告書や住民税申告書の受付も行いますので、添付する書類や印鑑などをご持参ください。

### ● 給与支払報告書など法定調書の提出は1月31日(火)までに

平成28年分の給与所得の源泉徴収票や、報酬支払調書、不動産使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署へ、また給与支払報告書は平成29年1月1日現在の受給者の居

住地を所管する市区町村へ、1月31日(火)までに提出してください。

提出・照会先 税務課 ☎85-7750

### ● 確定申告指導会場を開設します

青色申告会では、平成28年分の確定申告にあたり、「確定申告指導会場」を開設します。経験豊富なスタッフが決算書・申告書の作成を指導します。(税理士による無料相談コーナーあり)

場 所 青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)

期 間 2月1日(火)～3月15日(水)(土曜日は休業日となります。)

時 間 9時～15時(最終日は14時まで)

問い合わせ先 (公社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2614

## 住宅用地・償却資産の申告と家屋の滅失届の提出は1月20日(金)までに

住宅戸数を変更した方、償却資産を所有している方、家を取り壊した方は、1月20日(金)までにそれぞれ申告または届け出の提出が必要です。

### ■ 住宅戸数を変更した方

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。平成28年1月1日現在と29年1月1日現在で、住宅戸数に変更がある方は、住宅用地の申告が必要です。

税務課にある申告書に必要事項を記入し、提出してください。

### ■ 償却資産を所有している方

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産(ホテル・旅館・保養所・飲食店・小

売店など)については、償却資産として申告が義務付けられています。

これらの資産を所有している方は、申告用紙を提出してください。新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、連絡してください。

### ■ 家を取り壊した方

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成28年1月2日～29年1月1日の間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、手続きをしてください。

※登記している家屋については、建物滅失登記申請書を横浜地方法務局西湘二宮支局(二宮町二宮1240-1)に提出してください。

## 中小企業向け 個人情報保護法説明会

中小企業に限らず、興味のある方であればどなたでも参加していただけます。

【第1回】

日 時 1月16日(月) 14時～15時40分

場 所 神奈川県民ホール(横浜市中区山下町3-1)

講 師 弁護士 内嶋順一氏

(みなと横浜法律事務所)

申込締め切り日 1月10日(火)

【第2回】

日 時 2月24日(金) 14時～16時

場 所 横浜情報文化センター(横浜市中区日本大通11)

講 師 個人情報保護委員会事務局職員

申込締め切り日 2月17日(金)

※詳細はホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1073837.html>)をご覧ください。

照会先 県情報公開広聴課

☎045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

045-210-3720

